

審 査 基 準

平成 27 年 3 月 26 日

法 令 名	鳥取県個人情報保護条例
根 拠 条 文	第 14 条第 1 項
処 分 の 概 要	個人情報の開示請求を拒否する旨の決定
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長
法 令 の 定 め	鳥取県個人情報保護条例第 18 条の 2
審 査 基 準	<p>1 「開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、例えば、犯罪の内偵捜査に関する情報などの開示請求に対し、当該個人情報は存在するが非開示とする、又は当該個人情報は存在しないなど、個人情報の存否を明らかにすることにより、非開示情報として保護すべき利益が害されるおそれがある場合をいう。</p> <p>2 存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになる。</p>
標 準 処 理 期 間	15 日
申 請 先	警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部広報県民課 (電話 0857-23-0110)
備 考	